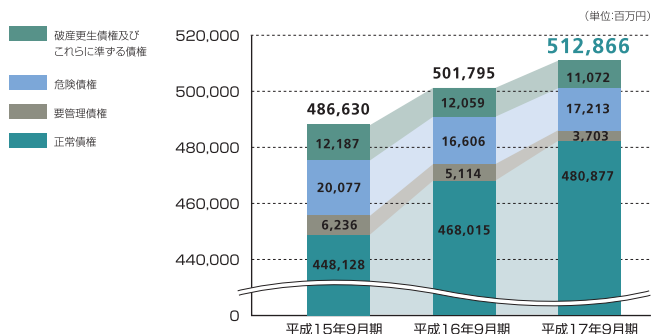


不良債権の状況

金融再生法開示債権

金融再生法に基づいた資産査定の結果、銀行の保有する債権（貸出金・支払承諾見返等）のうち、正常債権以外の債権は、前年同期比より17億91百万円減少し、319億89百万円となりました。

●金融再生法開示債権額



●金融再生法開示債権の保全内訳 (平成17年9月期)

(単位:百万円)

	債権額 (A)	保全額 (B)	保全内訳		保全率 (B/A)
			担保・保証等	貸倒引当金	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,072	11,072	7,686	3,385	100.0%
危険債権	17,213	12,927	10,115	2,812	75.1%
要管理債権	3,703	1,496	1,035	461	40.4%
合計	31,989	25,496	18,837	6,659	79.7%

用語の説明

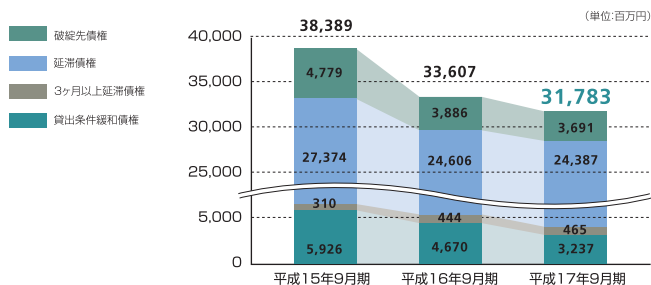
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

リスク管理債権

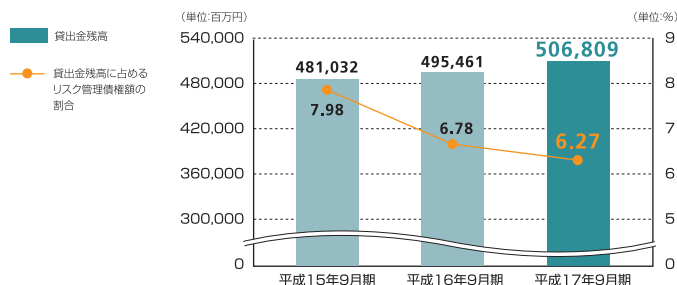
銀行法に基づく「リスク管理債権」は、貸出金のみが対象となります。

平成17年9月末における債権額は、前年同期比18億24百万円減の317億83百万円となりました。

●リスク管理債権



●貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合



用語の説明

破綻先債権	税法基準に基づいて未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」と略）のうち、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、法律上の整理手続開始の申立があった債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者などに対する貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3ヵ月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権は除く）
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権は除く）